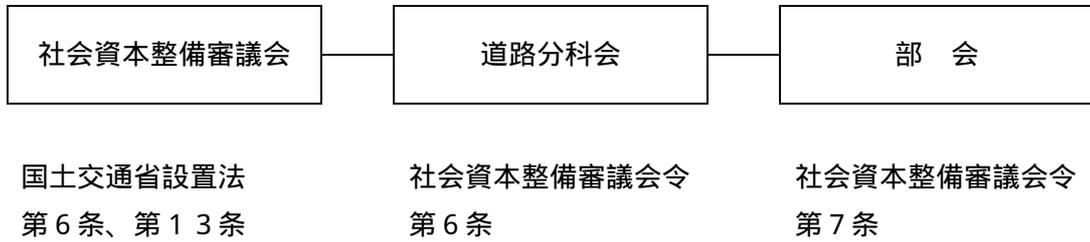


部会の設置について

(根拠法令) 国土交通省設置法(平成11年法律第100号)
社会資本整備審議会令(平成12年政令第299号)

1. 組織図



2. 設置する部会

当面、次の部会を設置する。

幹線道路部会

高規格幹線道路等の計画の具体化に関する事項について調査審議する。